

第 7 号議案

専決処分の承認について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により報告し、承認を求める。

令和 3 年 2 月 22 日

提出者

東大和市長 尾崎 保夫

専 決 処 分 書

令和２年度東大和市一般会計補正予算（第８号）について、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１７９条第１項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和３年１月２９日

東大和市長 尾崎 保夫

令和２年度東大和市一般会計補正予算（第８号）

令和２年度東大和市の一般会計補正予算（第８号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 225,595 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 45,459,772 千円とする。

２ 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第２条 地方自治法第２１３条第１項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第２表繰越明許費」による。

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
15 国庫支出金		千円	千円	千円
		16,743,013	109,754	16,852,767
	1 国庫負担金	5,858,140	11,612	5,869,752
	2 国庫補助金	10,866,999	98,142	10,965,141
19 繰入金		1,087,322	115,841	1,203,163
	1 基金繰入金	869,447	115,841	985,288
歳入合計		45,234,177	225,595	45,459,772

2 歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
4 衛生費		千円	千円	千円
		2,568,066	225,595	2,793,661
	1 保健衛生費	1,024,603	225,595	1,250,198
歳 出	合 計	45,234,177	225,595	45,459,772

第2表 繰越明許費

款	項	事業名	金額
			千円
4 衛生費	1 保健衛生費	新型コロナウイルスワクチン接種事業	207,609
合 計			207,609